

公立大学法人埼玉県立大学中期目標期間見込み評価実施要領（抜粋）

令和 2 年 4 月 1 日 決定

埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会

第 1 趣旨

この要領は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 78 条の 2 第 1 項に基づき、埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）の中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間見込み評価」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

第 2 中期目標期間見込み評価の実施方法

中期目標期間評価は、法人が、当該中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び自己評価を内容とする業務実績報告書（様式 1）を評価委員会に提出し、評価委員会が、当該報告書及び法人への聴取等に基づき調査・分析を行うとともに、その結果を踏まえて「項目別評価」及び「全体評価」を行い、業務実績評価書（様式 2）を作成することにより実施する。

第 3 法人による自己評価

1 小項目別評価

法人は、中期計画の記載事項（以下「小項目」という。）ごとに、当該中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を記載するとともに、見込まれる中期目標の達成状況を次の 4 段階により自己評価し、その理由を明らかにする。

S：中期目標を上回って達成する見込みである。

A：中期目標を十分に達成する見込みである。

B：中期目標を十分には達成しない見込みである。

C：中期目標を達成しない見込みである。

2 大項目別評価

法人は、小項目別評価の結果及び特筆すべき事項（以下「特記事項」という。）の内容を踏まえ、中期目標の項目（以下「大項目」という。）ごとに、当該中期目標期間に見込まれる中期目標の達成状況について、記述式により自己評価する。

なお、教育研究に関する項目の自己評価に当たっては、認証評価機関の評価結果を踏まえるものとする。

3 全体評価

法人は、大項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間において見込まれる業務実績の全体について、記述式により総合的な自己評価を行う。

第4 評価委員会による評価

1 調査・分析

評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書等を基に、法人から聴取等を行うことにより、見込まれる中期目標の達成状況について調査・分析を行う。

2 項目別評価（大項目別評価）

評価委員会は、調査・分析の結果を踏まえ、大項目ごとに、見込まれる中期目標の達成状況及び特記事項の内容を総合的に勘案して、次の5段階により評価するとともに、その理由を明らかにする。

5：見込まれる中期目標の達成状況が特筆すべきものである。

4：見込まれる中期目標の達成状況が良好である。

3：見込まれる中期目標の達成状況がおおむね良好である。

2：見込まれる中期目標の達成状況がやや不十分である。

1：見込まれる中期目標の達成状況が著しく不十分であり、重大な改善事項がある。

○ 評価の目安

「5」と評価する場合

- ・原則として小項目別評価がすべてS又はAであり、かつ、見込まれる中期目標の達成状況や特記事項の内容に特筆すべき取組等があると、評価委員会が特に認める場合

「4」と評価する場合

- ・原則として小項目別評価がすべてS又はAであり、かつ、評価委員会が「4」相当と認める場合
- ・小項目別評価がすべてS又はAではないが、主たる中期目標において見込まれる達成状況や特記事項の内容を総合的に勘案して評価委員会が「4」相当と認める場合

「3」と評価する場合

- ・原則として小項目別評価におけるS又はAの割合が9割以上であり、かつ、評価委員会が「3」相当と認める場合
- ・小項目別評価におけるS又はAの割合が9割には満たないが、主たる中期目標において見込まれる達成状況や特記事項の内容を総合的に

に勘案して評価委員会が「3」相当と認める場合
「2」と評価する場合

- ・原則として小項目別評価におけるS又はAの割合が9割に満たず、かつ、評価委員会が「2」相当と認める場合
- ・小項目別評価におけるS又はAの割合が9割以上ではあるが、主たる中期目標において見込まれる達成状況等を総合的に勘案して評価委員会が「2」相当と認める場合

「1」と評価する場合

- ・中期目標の達成のためには重大な改善事項があると、評価委員会が特に認める場合

3 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間において見込まれる業務実績の全体について、記述式により総合的な評価を行う。また、必要がある場合は、法人に対する業務運営の改善その他の勧告事項を記載する。

第5 中期目標期間見込み評価のスケジュール

中期目標期間見込み評価は、原則として、次のスケジュールにより実施する。

- 6月 業務実績見込み報告書を受理
- 7月 業務実績見込み報告書等に基づく調査・分析
- 8月 中期目標期間見込み評価の決定（業務実績見込み評価書の作成）
評価結果の法人への通知並びに知事への報告及び公表